土岐市妻木南部土地区画整理組合

第29号

組合だより

令和5年
10月発刊

目　次

1. 第33回総代会のご報告
2. 販売宅地(保留地)情報
3. 土地の管理(草刈)のお願い
4. 届け出のお願い

紅葉の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、土地区画整理事業にご理解ご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、保留地は4月より7件契約し、進捗率は71%と進んでおります。

引き続き役員一同、事業完成に向け保留地販売促進に努力する所存ですので、組合員の皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

1. 第33回総代会のご報告

開催日時	令和5年10月6日(金)
開催場所	現地組合事務所
出席者数	総代数　14名
	書面議決による者　14名

★上程されました議案は、

すべて原案どおり議決されました。

議案第1号　保留地処分について

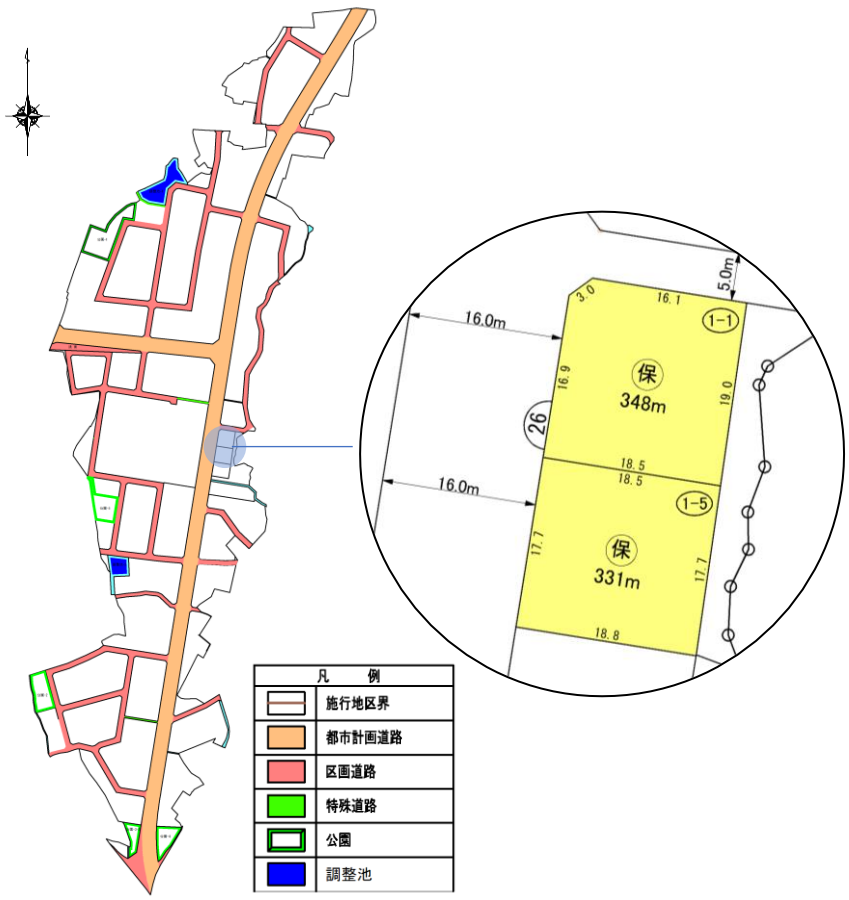

26街区1-1画地・26街区1-5画地の保留地について
面積、販売価格の承認を頂きました。

街区 画地	敷地面積 (㎡)	販売単価 (円/㎡)	販売価格(円)
26街区 1-1画地	348 (約105坪)	34,200	11,901,600

街区 画地	敷地面積 (㎡)	販売単価 (円/㎡)	販売価格(円)
26街区 1-5画地	331 (約100坪)	34,000	11,254,000

議案第2号　令和5年度事業費収入支出補正予算について

収入費目	金額(千円)
市助成金	0
保留地処分金	0
借入金・その他	0
前年度繰越金	0
収入合計	0

支出費目	金額(千円)	説明
工事費	0	
調査設計費	2,500	出来形確認測量業務 使用収益開始通知書作成業務
会議費・事務費 管理費・雑支出	0	
償還金	△2,500	
支出合計	0	

補正予算の承認を受け、使用収益開始に向けて出来形確認測量を実施することになりました。
出来形確認測量とは、街区及び画地(道路や宅地等)の位置、形状や面積を確定するための大切な測量業務です。
令和5年11月頃より令和6年3月下旬まで皆様の土地に測量する為に立入り、コンクリート杭やプレート設置を行います。
皆様の土地に作業員が立入ることもありますが、ご協力のほど宜しくお願い致します。

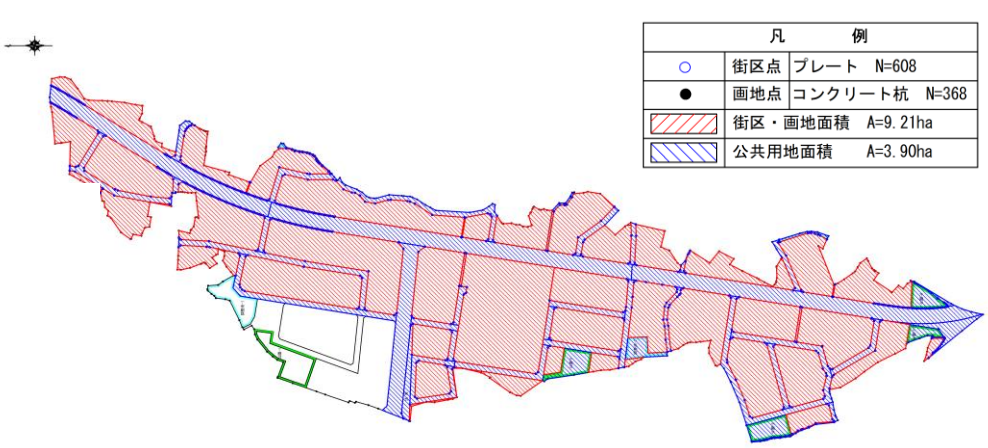

PICK UP

街区点設置(プレート)

街区点設置(コンクリート杭)

2. 販売宅地(保留地)情報

QRコードからアクセスして保留地情報をご覧下さい。

販売宅地(保留地)一覧表

番号	敷地面積(㎡)	販売単価(円/㎡)	販売価格(円)
3-2	295 (89.2坪)	31,400	9,263,000
4	235 (71.1坪)	32,500	7,637,500
5	271 (82.0坪)	32,500	8,807,500
13	918 (277.7坪)	33,900	31,120,200
29-4	484 (146.4坪)	31,900	15,439,600
36	418 (126.4坪)	31,200	13,041,600
42	330 (99.8坪)	28,700	9,471,000
43	322 (97.4坪)	31,900	10,271,800
44	270 (81.7坪)	32,500	8,775,000
45	279 (84.4坪)	31,500	8,788,500
46	279 (84.4坪)	32,500	9,067,500
47	348 (105.3坪)	34,200	11,901,600

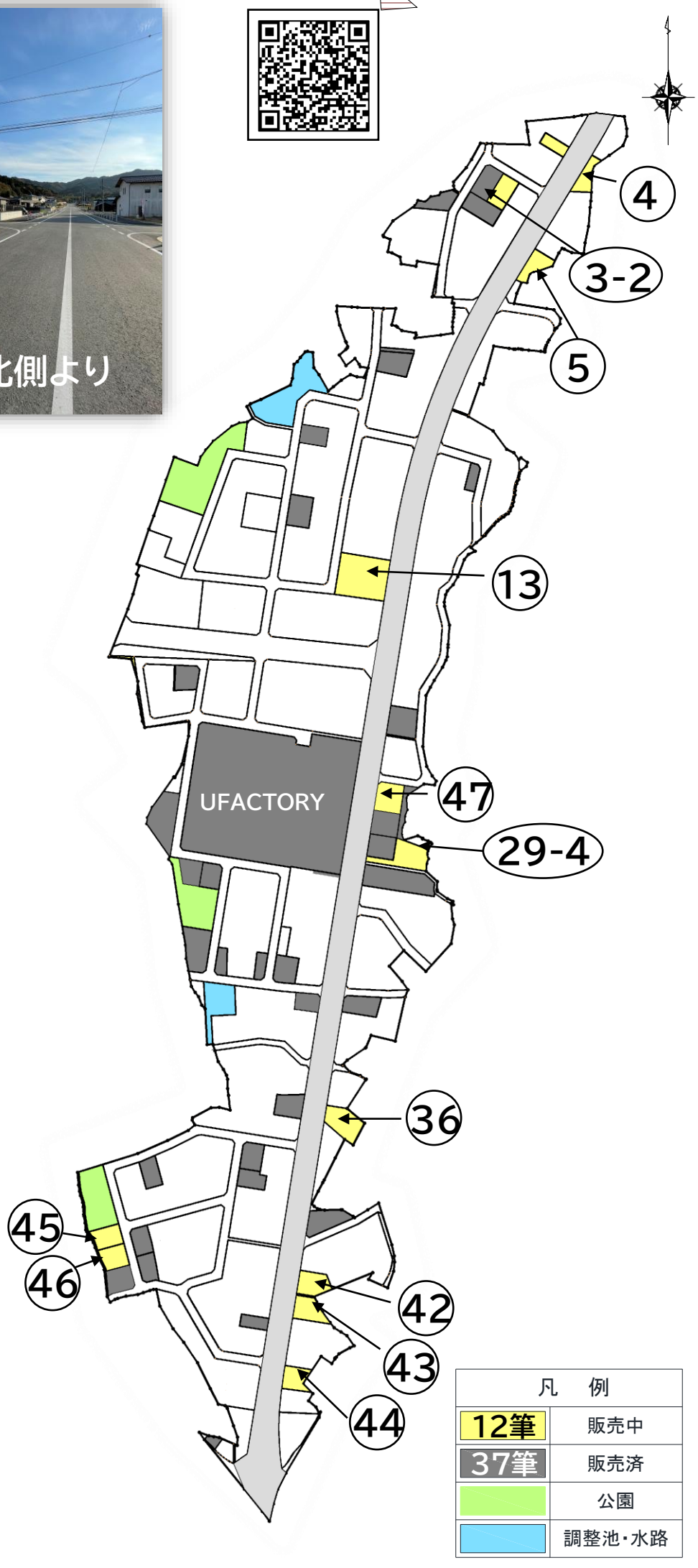

◇ 仲介手数料不要 (組合が売主のため、ご購入の方に手数料はかかりません)
◇ 建築条件なし
◇ 上下水道敷設済み(別途費用必要)　但し、一部上水道引込工事が必要な箇所有り
◇ 高台で水害に強い
◇ 陽当り良好
◇ 東海環状自動車道土岐南多治見ICより車で約11分
◇ 土岐市定住促進奨励金あり
◇ 容積率 200%・建蔽率 60%

3. 土地の管理（草刈）のお願い

皆様の土地の管理につきましては、各自にて除草など土地の管理していただきますよう、引き続き、よろしくお願いいたします。

4. 届け出のお願い

▼文化財保護法に基づく届け出

土岐市妻木南部地区は妻木平遺跡包蔵地にあたります。
地区内で建築等を行う場合は届け出が必要となりますので、着工の60日前までに土岐市文化スポーツ課へお尋ねください。
土岐市文化スポーツ課　電話（0572－54－1111）

▼各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。
❖仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致しなくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。
賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認等の際に必要となります。

▼建築行為等の申請

（土地区画整理法第76条第1項）
当施行地区内において、次の行為を行う場合は、土岐市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡・ご相談ください。
❖事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更
❖建築物その他の工作物新築、改築若しくは増築
❖移動の容易でない物件（5トン超）の設置もしくは堆積

▼土地所有者移転の届け出

組合からの重要な書類の発送や各種通知など組合員にもれなく行う必要がありますので、所有権移転届のほかに必要書類を添付して組合事務所に届け出てください。
土地所有権の移転（相続、贈与等）があった場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務所に届け出てください。
土地所有者の住所・氏名に変更があった場合も組合事務所に届け出てください。

以上の申請様式は「岐阜県都市整備協会」のホームページ　http://gifutoshi.or.jp　からダウンロードできます。
ホームページで組合だよりや保留地情報もご覧いただけます。

事　務　局
〒500-8384
岐阜市薮田南5丁目14番12号　岐阜県シンクタンク庁舎5階（公社）岐阜県都市整備協会内
☎：058-274-0080　fax：058-274-2772　事務局：須田・横北

現地事務所
〒509-5301
土岐市妻木町576-2　（土地区画整理地内　26街区1-1画地）
☎：TEL 0572-57-5225　担当：加藤　休日も事務所を開けております。